

A Member of MS&AD INSURANCE GROUP

總公司:台北市中正區仁愛路二段 22 號 電話:02-2772-5678

明台産物保険からの注意喚起

◆自賠責保険加入時の注意事項

- 1. 公路局監理機関で自動車・バイクのナンバープレート新規登録・登録更 新、車検の手続きを行う必要がある場合、自賠責保険の有効期限は 30 日以上 なければなりません。そうでない場合、公路局監理機関で法に基づき前述の 手続きを行うことはできません。
- 2. 緊急に保険証が必要であり、公路局監理機関で自動車・バイクのナンバー プレート登録更新・車検など監理業務の手続きを行う場合、当社各支社また は電話にて担当者までご連絡の上、保険に加入してください。
- 3. 連絡住所・電話番号、またはその他の情報に変更がある場合、保険証また は保険更新通知を期限内に通知できるよう、担当者に直接、またはカスタマ ーサービスのフリーダイヤル(0800-528-528)にお電話の上、ご連絡くださ () ·

◆【自賠責保険の電子保険証】ダウンロード時の注意事項

1. 当社は、電子保険証を携帯電話または E メールに送信し、便利に携帯でき るよう、【自 賠責保険電子保険証】を全面的に採用しています。正確な携帯 電話またはEメールアドレスをご連絡ください。携帯電話または E メールア ドレスを連絡されたことがない場 合は、当社フリーダイヤル(0800-528-528)にお電話の上、ご連絡ください。また、当社は保険加入情報を同時に公 路局監理機関のデータベースに送信しますので、公路局監理機関で各監理業 務を行う場合、スピーディーにお手続きいただくことができるようになりま

2. 携帯電話または E メールアドレスを提供できない場合、当社は電子保険証を送信することができません。その場合、当社公式サイト

(https://www.msig-mingtai.com.tw/)または自賠責保険専用サイト

(https://ecard.cali.org.tw/) にアクセスいただき、検索の上、ダウンロードしてください。公路局監理機関の監理業務には影響はありません。ご質問がございましたら、当社フリーダイヤル (0800-528-528) までお電話の上、お問い合わせください。

◆自賠責保険関連の罰則

- 1. 自賠責保険法に基づき自動車(バイク)を規定通り保険に加入していない、または保険 期間満了前に保険更新手続きをされていない場合。
- ▶ 検査の上、事実と確認された場合、自動車の場合は法に従って3,000~ 15,000元の罰金が科されます。
- 検査の上、事実と確認された場合、バイクの場合は法に従って1,500~3,000元の罰金が科されます。
- 検査の上、事実と認された場合、電動バイクの場合は法に従って750~1,500元の罰金が科されます。
- 事故の加害者が保険に加入していなかった場合、法に従って9,000~ 32,000元の罰金が科されます。
- 2. 保険期間の満了から6か月を経過しても自賠責保険法の規定に従って保険 更新手続きをされていない場合、主管機関は公路局監理機関にナンバープレ --ト登録取消を要請することができます。

◆その他関連事項の注意事項

- 1. 自家用車やバイクの燃料税は毎年7月に徴収されます。延滞罰金を避ける ため、期限内 にお支払いください。
- 2. 愛車が監理処でナンバープレート登録が取消となった場合、廃車とした場合、または他者への譲渡手続きが完了した場合、保険解約手続きを行うために関連文書を当社各営業拠点にご提出ください。

明台産物保険はお客様に寄り添ったサービスを提供いたします。お客様の権利・利益を保障するため、そして社会のために最善を尽くします。